

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の手引き

I はじめに

- ・この手引きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の7に基づく、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定(以下、「特例認定」という。)等の申請手続きを対象としたものです。
- ・特例認定制度は、親会社と子会社が一体的な経営を行っている都道府県知事等から認定された場合、親子会社を「認定事業者」という一つの主体とみなす特例措置です。この認定を受けることで、認定事業者内のいずれかの会社が排出した産業廃棄物を他の親子会社が処理する場合、本来必要な廃棄物処理業の許可を得ることなく「自社処理」として扱うことが可能となります。
- ・なお、認定にあたっては施行規則で定める「一体的な経営の基準」および「処理を行う事業者の基準」の双方に適合する必要があります。
- ・次の場合には特例認定の対象となりません。

【認定対象外】

- ・収集、運搬又は処分のいずれも行わない申請
 - ・孫会社を含めての認定(親会社と孫会社の関係では議決権保有割合の要件を満たすことができないため)
 - ・申請者が中間処理業者のみであって、当該申請に係る産業廃棄物の種類が中間処理後の産業廃棄物である場合(法第 12 条の7第1項に規定する場合に該当しないため)
- ・この手引きは、令和8年3月現在の法令に基づいたものです。法改正や環境省通知などにより、内容に変更が生ずる場合がありますので、申請手続きの前にはあらかじめご相談ください。

II 申請の手続き

1 申請受付窓口

- ・宮城県内(仙台市を除く)において特例認定の申請に係る収集、運搬又は処分を行う場合の窓口は、宮城県廃棄物対策課施設班(電話番号:022-211-2648)となります。
- ・特例認定申請を行う場合には、申請に係る産業廃棄物の積卸し及び処分を行おうとする区域を管轄する県知事または政令市長の認定を受ける必要があります。当該区域が二以上の都道府県や政令市にまたがる場合は、それぞれに申請する必要があります。

2 申請方法

(1) オンライン決済を利用する場合の申請

【宮城県】二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請フォーム (<https://logoform.jp/form/GQGB/967088>) から申請し、手数料決済の後、下記のとおり申請書類一式を申請窓口(P.3「4 新規認定・変更認定申請に必要なもの」参照)に書留郵便で送付または持参^{注意}してください。

○A4 サイズのファイルにとじた申請書一式:1部

(申請書一式が申請窓口へ到達した際に、書類受理の旨のメールが送付されます。)

○申請日は発送日ではなく、到着日です。そのため、申請書第 1 面の日付は記載しないでください。

※誓約書等の添付書類については、書類を作成した日付を記載してください。

○閉庁日は郵便物の受け取りはできません。翌営業日の受け取りになります。

○副本の返送を希望される場合には、申請書の写し及び送付先を記入した、切手を貼付けた角 2 型封筒かレターパックを追加提出してください。

(2) 宮城県手数料セルフレジを利用する場合の申請

上記オンライン申請と同様の申請書類に加え、申請手数料分のセルフレジから発行される「レシート(提出用)」を書留郵便で送付または持参^{注意}してください。

注意) 書類を持参する場合は予約制です。申請窓口へ連絡し、必ず来庁日時を予約してから申請書一式(正副2部)と申請手数料を持参してください(手数料をオンライン決済又はセルフレジでお支払い済みの方は、不要です)。申請の受付は、平日の午前8時30分から午後5時までとなります。

3 手続等の区分

特例認定制度に係る手続等の区分は次のとおりです。

表1 手続きの区分

区分	内容
新規認定申請	新たに認定を受けようとするとき【法第 12 条の7第1項、省令第8条の 38 の4、省令第8条の 38 の5関係】
変更認定申請	認定申請書に記載した内容に変更があるとき(省令第8の 38 の7に規定する軽微な変更を除く。) 【法第 12 条の7第7項、省令第8条の 38 の6関係】 <具体例> ・議決権保有割合に関する事項(一体的な経営の基準を満たさなくなる場合に限る。) ・産業廃棄物の収集、運搬又は処分の実施体制に関する事項 ・処理施設に関する事項(積替え又は保管の場所を含む。) ・子法人に派遣している役員に関する事項(一体的な経営の基準を満たさなくなる場合に限る。) ・認定に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類 ・認定に係る収集、運搬又は処分の範囲 ・認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う区域 ・処理実施者が行う認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容 ・認定に係る産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物(再生品を除く。)の種類及び性状 ・認定に係る収集又は運搬の用に供する施設の種類 ・認定に係る処分の用に供する施設の種類、数量、設置場所、処理能力、処理方式(埋立地にあつては、埋立地の面積及び埋立容量)、構造及び設備 ・認定に係る積替え又は保管場所に係る所在地、面積、産業廃棄物の種類等
変更届出	省令第8の 38 の7に規定する軽微な変更をしたとき(変更の日から 10 日以内(ただし、登記事項証明書の添付が必要な場合は 30 日以内。))【法第 12 条の7第9項、省令第8条の 38 の8関係】
廃止届出	認定に係る収集、運搬、処分又は再生の全部又は一部を廃止したとき(廃止の日から 10 日以内)【政令第6条の7の2、省令第8条の 38 の 10 関係】
実績報告	認定を受けた者は、共同して、毎年6月 30 日までに、前年度(3月 31 日以前の1年間)における産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する報告が必要【省令第8条の 38 の 11 関係】

4 新規認定・変更認定申請に必要なもの

①申請書

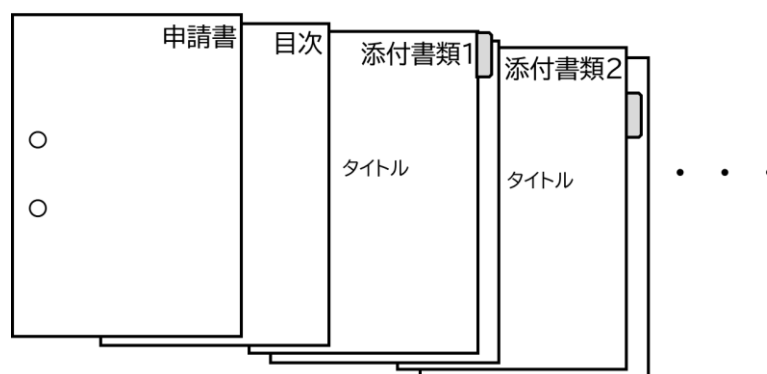
新規認定申請(廃棄物処理法施行規則様式第5号の2)

変更認定申請(廃棄物処理法施行規則様式第5号の4)

②申請に必要な添付書類

提出用の申請書と添付書類は、穴をあけてA4サイズのファイルに綴じてください。

〈書類の綴り方〉



③ 添付書類

イ 認定申請等に係る添付書類(省令第8条の38の5第4項)

表2 認定申請に係る添付書類一覧

	内容	事業区分	
		収運	処分
1	事業計画書(表3)に掲げる事項を記載したもの)	○	○
2	定款又は寄付行為及び登記事項証明書の原本(省令第8条の38の2第2号ハに規定する基準に適合したものであることを示すものを含む。)* ¹	○	○
3	全ての子法人に係る株主名簿(これに準ずるものを含む。)	○	○
4	処理実施者(認定を受けた産業廃棄物を実際に処理する事業者)が省令第8条の38の3第5号から8号までに適合することを示す次の書類	○	○
	イ 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うに足りる技術的能力を説明する書類* ²	○	○
	ロ 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(省令様式第5号の3)	○	○
	ハ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類* ³	○	○
	ニ 法第14条第5項第2号イからニまで及びへに該当しない者であること並びに第8条の38の3第8号に適合する者であることを誓約する書面(省令様式第5号の3)	○	○
	ホ 法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し(原本)* ⁴ 及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。へ及びトにおいて、同じ。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類* ⁶	○	○
	ヘ 役員の住民票の写し(原本)* ⁴ 及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類* ⁶	○	○
ト 政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し(原本)* ⁴ 及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類* ⁵ 、使用人に関する証明書、会社組織図	○	○	
5	親法人の役員又は職員であって、子法人の業務を執行する役員として派遣されている者の氏名及び住所並びに親法人から子法人に派遣されていることを示す書類* ⁶	○	○
6	産業廃棄物の処分の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合にあっては、当該施設について許可を受けていることを証する書類	—	○
7	産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図その他の当該施設が第8条の38の3第9号に規定する基準に適合したものであることを示す書類* ⁷	○	○

8	申請者が当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類	○	○
9	省令第8条の38の2第二号ハの基準(親法人と子法人は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物を適正に処理していたこと)に適合したものであることを示す書類(上記2に掲げるものを除く。) ^{※8}	○	○
10	その他環境大臣が定める書類 ^{※9}	—	—

- ※1 認定に係る全ての法人のものをご準備ください。法人の登記事項証明書の種類は、履歴事項全部証明書とし、交付日から3ヶ月以内のものを提出してください。
- ※2 該当する事業の区分に応じた(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが開催する講習会の修了証の写しを提出してください。表4のとおり、該当する認定事業の区分に応じた講習会の修了証としてください。
- ※3 法人税の納税証明書については「その1(納税額等証明用)」, 確定申告書について法人税は「別表一(一)」, 所得税は「第一表」とし、交付日から3ヶ月以内のものを提出してください。
- ※4 住民票の写し(原本)については、必ず本籍地(外国人にあっては国籍等)の記載があるもの、マイナンバーの記載がないものとする。交付日から3ヶ月以内のものを提出してください。
- ※5 心身の故障により、その業務を適切に行うことのできない者として環境省令で定める者の該当性審査に必要な書類は、①成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、又は②精神の機能の障害に関する医師の診断書等とする。交付日から3ヶ月以内のものを提出してください。
- ※6 親法人から子法人の業務執行役員を出向させていることについて、子法人の登記事項証明書(原本)、出向前時点の親法人の役員に関する情報が記載された登記事項証明書(原本)その他の当該業務執行役員が親法人の役員又は職員であったことを示す書類等。
- ※7 政令第7条各号に掲げる産業廃棄物処理施設以外の施設である場合には、省令第12条及び第12条の2に規定する技術上の基準を参考に適合状況を示すこと。
- ※8 かつて同一の法人であったことを示す登記事項証明書(原本)及び同一の法人であったときの廃棄物の処理に係る計画、契約書、帳簿等。
- ※9 現時点で規定なし。

ロ 事業計画に記載すべき内容

表3 事業計画に記載すべき内容(省令第8条の38の5第4項第1号)

	内容	事業区分	
		収運	処分
イ	産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容 ^{※1}	○	○
ロ	産業廃棄物について最終処分が終了するまでの一連の処理の行程 ^{※2}	○	○
ハ	産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物(再生品を除く。)の種類、性状及び処理方法	○	○
ニ	収集又は運搬を行う場合にあっては、当該収集又は運搬の用に供する施設の種類及び数量 (1)自動車車検証の写し (2)船舶の使用権原を証明する書類(船舶を使用する場合) (3)運搬車両・船舶の写真 (4)運搬容器等の写真 (5)駐車場の見取図及び場内の配置図	○	—
ホ	処分を行う場合にあっては、当該処分の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力並びに処理方式(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、埋立地の面積及び埋立容量)、構造及び設備の概要	—	○
ヘ	積替え又は保管を行う場合にあっては、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項 (1)所在地 (2)面積 (3)積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) (4)積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限 (5)保管の高さ(屋外において容器を用いずに保管する場合に限る。)	○	○
ト	産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地	○	○
チ	産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあっては、これらの許可に係る都道府県名及び許可番号(申請中の場合は、申請年月日)	○	○
リ	次に掲げる産業廃棄物等の1年間の数量又は熱量 (1)収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類ごとの数量 (2)処分に伴い生ずる廃棄物(再生品を除く。)の種類ごとの数量 (3)再生を行う場合にあっては再生品の種類ごとの数量 (4)熱回収を行う場合にあっては当該熱回収により得ようとする熱量	○	○
ヌ	産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制 ^{※3}	○	○
ル	認定申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容 ^{※4}	○	○
ヲ	産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者(親法人又は子法人)以外の者に委託する場合にあっては、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項 ^{※5}	○	○
ワ	環境大臣が定める事項 ^{※6}	—	—

※1 処理実施者ごとに、産業廃棄物の収集、運搬又は処分の具体的な内容等を明記すること。また、

既に産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可を受けている場合には、当該許可番号及び認定後の許可の取り扱いを記載すること。

- ※2 フロー図等。排出段階から最終処分(再生)までの各工程の処理を行う事業者が分かるように記載すること。
- ※3 処理実施者が親法人の統括管理体制(親法人が認定申請に係る産業廃棄物の収集運搬又は処分についての 全体的な方針を示し、子法人をそれに適合させることができる程度に経営等に影響力を有する体制。処理実施者が親法人である場合を含む。)の下に位置付けられていることを示すこと。
- ※4 処理施設の使用日の区別、申請外の産業廃棄物の処理方針に変更が生じた場合等に省令第8条の38の7の軽微変更届出をする等、不適正処理を防止するための実効性のある具体的な取組内容を記載すること。
- ※5 申請に係る認定事業者全員が委託契約を締結するとともに、管理票を共同して交付することその他適切な方法でこれらを行うことについて、委託契約書のひな形の提示や管理票の事業者欄への認定事業者であることの明記等、具体的に記載すること。
- ※6 現時点で規定なし。

ハ 講習会の終了証

申請に際しては、代表者、役員(監査役及び社外取締役を除く。)又は政令使用人が(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会を修了していることが必要です。申請の種類に応じた講習会の種類は次のとおりです。

表4 講習会の区分

講習会の区分 認定の種類			収集運搬			処分課程		
			新規課程		更新課程	新規課程		更新課程
			産廃	特管		産廃	特管	
収集運搬	産業廃棄物	新規	○	○	○※1			
		変更	○	○	○			
	特別管理産業廃棄物	新規		○	○			
		変更		○	○			
処分	産業廃棄物	新規				○	○	○※1
		変更				○	○	○
	特別管理産業廃棄物	新規					○	○
		変更					○	○

※1 他県等で現に収集運搬業許可を取得している事業者の場合は、更新講習会でも申請可(2年間有効)。ただし他県の許可証の写しを添付してください。

※2 新規講習会の修了証の有効期限5年、更新講習会の修了証の有効期限は2年です。

④申請手数料

新規認定申請	147,000円
変更認定申請	134,000円

【納付方法】

申請手数料は、宮城県手数料セルフレジ又は電子申請サービス(オンライン決済)で納付していただきます。一度納付された申請手数料は、不許可や申請取下げの場合でも返還できません。

(参考)宮城県ホームページ「宮城県への手数料等の支払方法について」

[https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/cashless.html?mode=pre](https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/cashless.html?mode=preview)

view

4 行政書士による代理申請

- ・行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類作成を業務として行うことは、行政書士法(昭和26年2月22日法律第4号)により禁じられています。
- ・行政書士が代理申請を行う場合は、申請書第1面に職印を押印するとともに、委任状(申請者の押印が必要)を提出してください。

5 審査

- ・提出いただいた申請書類については、提出時に窓口で簡単な予備審査を行います。(書類の記入漏れや添付書類の有無等の確認他)
- ・受理した申請書類の審査過程で、審査に必要な書類の提出をお願いすることや、事務所や事業場への立入調査を行う場合があります。

6 認定証の交付

- ・認定証は、申請書類提出先の窓口にて交付します。
- ・変更認定を受けた方は、旧認定証を窓口に戻還して下さい。旧認定証返還後に新たな認定証を交付します。
- ・郵送で交付を受けたい方は、あらかじめ窓口に送付先を記入した、特定記録又は簡易書留分の切手を貼付けた角2型封筒かレターパックを提出してください。

7 留意事項

- ・電子情報処理組織(電子マニフェスト)の使用に当たっては、認定事業者として新たに共同アカウントを取得し、その共同アカウントの運用は親会社又は処理実施者が責任を持って行わなければなりません。
- ・認定事業者は、当該認定に係る収集、運搬又は処分の状況を把握できるよう、帳簿を備え、規則第8条の5第1項各号に掲げる事項を記載するとともに、これを保存しなければなりません(令第6条の4等)。

帳簿の記載事項

収集・運搬を行う場合	<ul style="list-style-type: none">・当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地・収集又は運搬年月日・運搬方法及び運搬先ごとの運搬量・積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 等
処分を行う場合	<ul style="list-style-type: none">・当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地・処分年月日・処分方法ごとの処分量・処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量等

- ・認定番号を収集運搬車等の両側面に表示し、運搬車等に認定証の写しを備え付けておかなければなりません。
- ・認定に係る産業廃棄物の保管は、廃棄物処理法第12条第3項及び同法第12条の2第3項の規定による場外保管の届出対象外となります。

記入例

様式第五号の二(第八条の三十八の四関係)

(第1面)

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

宮城県知事 殿

申請者

住 所 宮城県岩沼市〇〇一丁目〇番〇号
 名 称 宮城A株式会社
 代表者の氏名 代表取締役 宮城 一郎
 電話番号 0 2 2 3 - 〇〇 - 〇〇〇〇

住 所 宮城県石巻市〇〇二丁目〇番〇号
 名 称 宮城B株式会社
 代表者の氏名 代表取締役 宮城 次郎
 電話番号 0 2 2 5 - 〇〇 - 〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 7 第 1 項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>申請に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)</p>	<p>【産業廃棄物】 廃プラスチック類 以上 1 種類(石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む。) 【特別管理産業廃棄物】 なし</p>
<p>申請に係る収集、運搬又は処分の範囲(収集又は運搬にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。)</p>	<p>【収集運搬】 廃プラスチック類 【積替え保管】 廃プラスチック類</p>
<p>申請に係る収集、運搬又は処分を行う区域(他の都道府県知事等に申請する場合には、その旨も記載すること。)</p>	<p>宮城県</p>
<p>※事務処理欄</p>	

(第2面)

統括して管理する事業者		
(ふりがな) 名 称	みやぎえーかぶしきがいしゃ 宮城A株式会社	
収集、運搬又は処分を行う事業者		
(ふりがな) 名 称	みやぎびーかぶしきがいしゃ 宮城B株式会社	
当該収集、運搬又は処分の用に供するすべての施設(積替え又は保管の場所を含む。施設ごとに概要を記載すること。)	【収集運搬】宮城B株式会社 【積替え保管】宮城B株式会社 宮城県石巻市〇〇二丁目〇番〇号	
申請者のうちいずれか一の事業者(統括して管理する事業者)が保有する他の全ての事業者の議決権保有割合		
議決権を保有する一の事業者の名称	宮城A株式会社	
他の全ての事業者の名称	当該一の事業者が保有する議決権保有割合	
宮城B株式会社	宮城A株式会社 100%	
統括して管理する事業者の役員又は職員の派遣状況(統括して管理する事業者が他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している場合は記載不要。)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
	派遣先名称 <small>派遣先役職名・呼称</small>	派遣先住所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資口数若しくは出資の額の100分の5以上の口数若しくは額に相当する出資をしている者(統括して管理する事業者について、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	5,000株		出資の口数又は額 5,000万円
(ふりがな)氏名 又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の 口数若しくは出資の金額	本籍
		割合	住所
(まるまるしょうけんかぶしがいしや) 〇〇証券株式会社		2,500株 50%	宮城県仙台市〇〇区〇〇一丁目〇番〇号
(まるまるぎんこうかぶしがいしや) 〇〇銀行株式会社		2,000株 40%	宮城県仙台市〇〇区〇〇二丁目〇番〇号
(あおば さぶろう) 青葉 三郎	S〇〇.〇.〇	500株 10%	東京都新宿区〇〇町〇丁目〇〇番地 東京都新宿区〇〇町〇丁目〇〇番〇号

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「申請者」には、認定を受けようとする者のすべてを記載すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

連絡先

名 称 宮城B株式会社
 部署名 環境部 総務課
 住 所 宮城県石巻市〇〇二丁目〇番〇号
 担当者の氏名 伊達 四郎
 電話番号 0225-〇〇-〇〇〇〇

※手数料欄

(日本産業規格 A列4番)

(推奨様式)

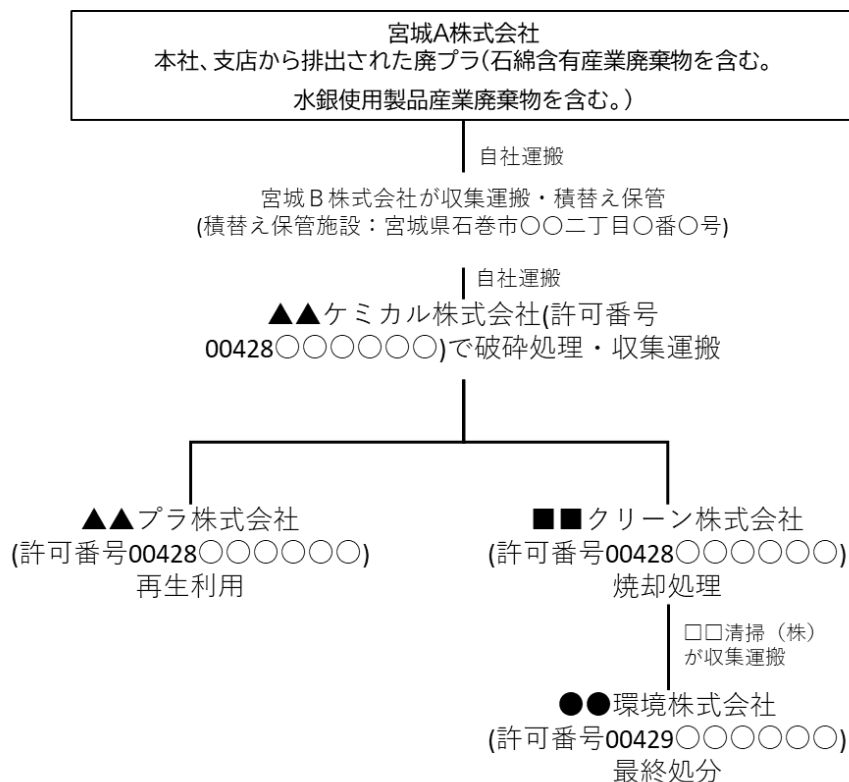
事業計画の概要

1 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容

収集運搬業、処分業の許可を受けている場合は、許可番号及び認定後の許可の取り扱いを記載してください。

法人の名称	事業の区分及び許可の内容	事業の内容
宮城A株式会社 (親法人)	なし	当社の本社及び支店から排出される廃プラスチック類については、子法人の宮城B株式会社が収集運搬・積替え保管を行い、▲▲ケミカル株式会社(許可番号00428〇〇〇〇〇〇)へ中間処理(破碎)を委託する。
宮城B株式会社 (子法人)	【産業廃棄物収集運搬業(積替え保管あり)】 00418〇〇〇〇〇〇	宮城A株式会社から排出される産業廃棄物(廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む。))について、宮城B株式会社が収集運搬し、積替え保管施設での積替え後、▲▲ケミカル株式会社(許可番号00428〇〇〇〇〇〇)の中間処理施設へ搬入し、破碎処理される。 売却できない廃プラスチック類について、▲▲ケミカル株式会社は、■■クリーン株式会社へ焼却処理を委託する。焼却処理後、□□清掃(株)が処理後物を運搬し、■■クリーン環境株式会社が●●環境株式会社へ最終処分を委託する。 売却できる廃プラスチック類について、▲▲ケミカル株式会社は、▲▲プラ株式会社へ売却し、再生利用される。

2 最終処分が終了するまでの一連の処理の行程



3 運搬容器

(1) 運搬車両・船舶一覧					
	車体の形状又	自動車登録番号 又は 車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバー	宮城〇〇あ〇〇〇	〇〇〇	宮城B株式会社	
2					
3					
事務所の所在地		宮城県石巻市〇〇二丁目〇番〇号			
駐車場の所在地		宮城県石巻市〇〇二丁目〇番〇号			
(2) その他の運搬施設					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
フレコンバック	廃プラスチック	1 m ³			

4 積替え保管施設

所在地		宮城県石巻市〇〇二丁目〇番〇号				
面積		〇〇〇㎡				
積替え保管を行う産業廃棄物の種類						
産業廃棄物の種類	搬入者	搬出者	主な搬出先	主な排出元	主な品名	1日あたりの平均的な搬出入量
廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社	<input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社	▲▲ケミカル株式会社	宮城A株式会社	廃プラスチック類	搬入：〇〇t 搬出：〇〇t
	<input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社	<input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社				搬入： 搬出：
保管上限：1.5m 屋外保管上限：なし						

5 処分施設

施設の設置場所					
施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日

6 産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地

法人名称	事業所名称	所在地
宮城A株式会社	本社	宮城県岩沼市〇〇一丁目〇番〇号
〃	多賀城支店	宮城県多賀城市〇〇一丁目〇番〇号

7 収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の1年間の数量

収集、運搬		処 分	
産業廃棄物の種類	数 量	産業廃棄物の種類	数 量
廃プラスチック	〇〇t		

8 産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物の種類、性状、処理方法及び数量

処理後物の種類、性状	搬出者	搬出先の名称・所在地	処理方法	数量
	自己・他社			

9 再生品の種類ごとの数量

再生品の種類	数 量
なし	

10 熱回収により得ようとする熱量

熱回収の方法	熱量 [MJ]	算定方法
なし		
合計		

11 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制及び収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあっては、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項

※ 委託契約書の写し又は委託契約書案、委託先の許可証の写しを添付してください。

(1) 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制

宮城A株式会社が、認定申請に係る産業廃棄物の収集、運搬を統括して管理する。統括管理を行う担当部署は、宮城A株式会社環境部総務課とする。

(2) 収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあっては、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項

イ 受託者と締結する委託契約の内容

委託契約書(案)は別添のとおり

ロ 受託者に交付する管理票に関する事項

管理票交付者は、「宮城A株式会社・宮城B株式会社」とする。電子マニフェストのアカウントは親会社である宮城A株式会社が管理する。

12 産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあつては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容（※施設配置図を添付してください。）

積替え保管施設及び処分（破碎）を行う区域では、施設配置図のとおり、既存の廃プラスチック類の保管場所とは別に、認定の対象となる廃プラスチック類の保管場所〇m³を新たに設ける。